

令和2年号外第7号 令和2年11月16日

 北九州市公報	発行所 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市役所
--	---------------------------------

## 監査公表

### 監査の結果に基づく措置状況

企画調整局及び教育委員会 ..... (監査公表第29号) ..... 1

### 監査の結果に基づく措置状況

産業経済局及び公営競技局 ..... (監査公表第30号) ..... 6

### 監査の結果に基づく措置状況

包括外部監査 ..... (監査公表第31号) ..... 12

北九州市監査委員

北九州市監査公表第29号

令和2年11月16日

北九州市監査委員	小林一彦
同	廣瀬隆明
同	香月耕治
同	河田圭一郎

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

1 監査の種類

定期監査

2 措置を講じた局

企画調整局

教育委員会

3 監査の期間

令和元年11月7日から令和2年6月4日まで

4 監査公表の時期

令和2年7月31日（令和2年監査公表第18号）

## 5 監査の結果に基づく措置状況

### (1) 企画調整局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア 契約事務 (ア) <u>委託契約事務について</u> (都市マネジメント政策課)</p> <p>「小笠原流流鏑馬」会場設営等業務委託（令和元年度）に係る指名競争入札において、仕様書に記載された業務内容が入札価格を積算するのに十分なものでなかったため、落札者なしで入札不調となっていた。また、予定価格と入札価格の乖離が大きかったにも関わらず、原因の検証や入札手続きのやり直しを行わないまま、随意契約を行っていた。</p> <p>技術監理局長の通知では、予定価格及び入札価格の積算の基礎となる仕様書は、委託業務の内容を十分に検討したうえで、作業量や作業の実施方法を適切かつ具体的に記載することとされている。また、競争入札に付したが予定価格と最低入札価格との差が大きく落札者がいない場合は、予定価格の設定自体が的確でない可能性が高く、安易に不落隨契をすべきではないとされ、発注者の立場を利用して随意契約の締結を強要することがあってはならないとされている。さらに、このような場合は、①予定価格を十分に検証したうえで適正に改定する、②仕様を見直すなどにより、改めて競争入札に付すなどの対応を検討することとされている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>今回の指摘を受け、令和2年6月18日に実施した事務改善会議において、技術監理局長通知等を配布し、指摘内容及び以下の改善是正策について、職員への説明を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・仕様書の記載内容については、入札価格の積算に支障が生じないよう適切かつ具体的な記載を行う。</li><li>・予定価格と入札価格の乖離が大きく、予定価格の設定が的確でないと判断し得る場合は、入札を中止し、不調となった原因の検証を行うなど、不落隨契への移行の判断を慎重に行う。</li></ul> <p>また、再発防止のため、上記の内容について業務マニュアル及びリスク評価シートの改訂を行い、令和2年7月30日の事務改善会議において、職員への周知徹底を図った。</p>

監査の結果	措置状況
<p>イ その他事務</p> <p>(ア) <u>市が事務局となっている団体の経理事務について</u></p> <p>(企画課、東京事務所)</p> <p>北九州市学園祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）について、平成30年度及び令和元年度に実行委員会が就任依頼を行った「K i t a Q フェス i n T O K Y O」企画運営業務選定委員会の委員への謝金を市費で支出していた。</p> <p>また、実行委員会においては、平成30年度の「K i t a Q フェス i n T O K Y O」でのグルメ販売の売上金を速やかに通帳に入金せず、1週間近く現金で保管していた。</p> <p>事業の実施にあたっては、実行委員会が行う業務と市が直接行う業務を明確に分ける必要がある。また、市会計規則では、出納職員が収納した現金は、即日(やむを得ない場合は翌日までに)指定金融機関等に払い込まなければならぬとされており、市が事務局となっている団体の事務については、団体の規約や経理規程のほか、市の会計規則等に準じた適正な事務処理が求められる。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>今回の指摘を受け、以下のとおり対応を見直すとともに、業務マニュアルの改訂を行った。</p> <p>実行委員会が行う業務と市が直接行う業務を明確に分けることを徹底するため、今後の「K i t a Q フェス i n T O K Y O」企画運営業務選定委員会の委員への謝金に関しては、北九州市学園祭実行委員会事務局費から支出することとし、当該事項を「K i t a Q フェス」の業務マニュアルに記載した。</p> <p>現金の保管については、再発防止のために、現金保管に関する適正な事務処理事項を「K i t a Q フェス」の業務マニュアルに記載した。</p> <p>また、令和2年7月28日に所内会議で、上記2件の事務処理手順について、適正に行うように所内職員へ周知徹底を図った。</p> <p>〈局全体の対応について〉</p> <p>局全体においては、令和2年8月24日、各課に指摘事項について通知を行い、周知徹底するとともにより一層適正な事務処理を行うよう注意喚起を行った。</p>

(2) 教育委員会

監査の結果	措置状況
<p>ア 契約事務            (ア) <u>委託契約事務について</u>            (学校保健課)</p> <p>平成30年度に学校保健課で締結した、①グリーストラップ内汚泥処理業務委託契約について、契約締結後に収集運搬業者を追加した上で業務実施期間を変更した際、また、②グリーストラップ内汚泥収集運搬業務委託契約について、業務実施期間を変更した際に、いずれも決裁権者への口頭による説明は行っていたものの、決裁を受けずに契約書を訂正し、公印を無断で押印していた。</p> <p>本来、契約の内容を変更する場合は変更契約が必要となり、契約書の訂正を行うべきではない。また、市公印規則では、公印は不正使用等のないように保管を厳重にし、公印の押印を必要とする者は、押印を必要とする文書及び決裁を受けた起案の文書を公印の保管者又は取扱責任者に提示することとされている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>指摘された委託契約事務については、以下の対策を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>令和2年6月8日、当該契約事務担当職員及び担当係長に対して、事案の確認及び適正な事務処理を説明したうえで、今後、同様の事案が発生しないよう、注意・指導を行った。</li> <li>令和2年8月3日、課内全職員に対して、市公印規則、市教育委員会公印規則及び市契約規則並びにその他業務委託契約事務関係の通知等を活用し、公印の押印及び委託業務の適正な事務処理に関して周知し、注意喚起を行った。            今後も再発防止に向けて、異動時期の引継ぎ等を徹底していくこととした。</li> <li>教育委員会では、令和2年8月3日、全課に対し指摘内容について通知し、今後、同様の事案が生じないよう周知徹底を図った。</li> </ol>

監査の結果	措置状況
<p>イ その他事務</p> <p>(ア) <u>給食費の管理、執行について</u> (池田小学校)</p> <p>平成30年度分の給食費について、以下のような不適切な事例がみられた。</p> <p>①給食発注数の確認が不十分であったため、公益財団法人北九州市学校給食協会（以下「市給食協会」という。）に対して過大な給食発注となった。また、②保護者等から徴収した給食費の一部を市給食協会の指定する期限までに納入していなかった。そのため、③市給食協会では、翌年度に給食費実施総額を算定し、余剰額が生じた場合には、返戻金として各学校に返金しているが、令和元年度に返戻金として当該学校に返金されなかった。</p> <p>校納金会計事務取扱マニュアルでは、校納金は公金に準じた取扱いを行うものであり、その経理については、収入から支出までの経緯を明確にし、保護者等の不信を招くことのないよう、適正に管理執行しなければならないとされている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>指摘された給食費の管理、執行については、以下の対策を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 保護者等から徴収した給食費のうち、指定期限までに振り込むことができていなかった給食費については、令和元年4月24日に納入した。 また、給食の過大発注による給食費の不足分については、令和2年3月27日に校長が納入した。</li> <li>2 給食の発注数に誤りが生じないよう、令和2年度から給食の発注にあたっては、発注数の確認を複数名で行うとともに、校長、教頭、栄養教諭、学校事務職員及び学校事務補助員により最終確認を実施することとした。 保護者等から徴収した給食費の振込については、入金や納付の漏れが生じないよう、校長、教頭、学校事務職員及び学校事務補助員の4名で、相互チェックができる体制を整備した。</li> <li>3 今後、同様の事案が発生しないよう、給食事務担当者に対して、「校納金会計事務取扱マニュアル」及び「学校給食会計事務の手引」を活用し、適正な事務処理の徹底を周知した。</li> <li>4 また、教育委員会においては、各学校長に対し、令和2年8月4日付で適正な給食関係事務の執行について通知し、注意喚起を行った。</li> </ol>

北九州市監査公表第30号

令和2年11月16日

北九州市監査委員	小林一彦
同	廣瀬隆明
同	香月耕治
同	河田圭一郎

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

1 監査の種類

定期監査

2 措置を講じた局

産業経済局

公営競技局

3 監査の期間

令和元年11月7日から令和2年5月14日まで

4 監査公表の時期

令和2年7月31日（令和2年監査公表第21号）

## 5 監査の結果に基づく措置状況

### (1) 産業経済局

監査の結果	措置状況
<p>ア 支出事務</p> <p>(ア) <u>概算払の精算について</u></p> <p>(M I C E 推進課)</p> <p>平成30年度に概算払で支出した補助金、負担金について、概算払受領者から実績報告書等用務終了の報告書の提出は受けていたが、所属長の履行確認を含め精算処理が放置され、会計管理者への報告も行われていないものがあった。</p> <p>市会計関係事務手続説明書では、概算払精算の処理手続として、概算払受領者から用務終了の報告を受け、履行確認を行い、支払精算書を作成し、決裁を受けることとされている。</p> <p>また、市会計規則では、概算払精算書または実績報告書の提出を受けたときは、支払精算書により会計管理者に報告しなければならないとされている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>今回の指摘を受け、会計管理者へ精算の報告を行うとともに、令和2年3月10日に精算の決裁を受けた。</p> <p>今後、同様の漏れが生じないように、概算払いでの支出する補助金、負担金については、一連の会計事務処理のチェックリストを作成し、進捗状況の管理及びチェック体制の強化を行った。また、業務マニュアルについても、令和2年2月6日に精算処理について追記した。</p> <p>さらに、今回の指摘事項及び適正な事務処理について、令和2年2月20日に事務改善会議で課内職員に周知徹底を行った。</p>

監査の結果	措置状況
<p>イ 財産管理</p> <p>(ア) <u>預金通帳の管理について</u></p> <p>(農林課)</p> <p>市が事務局となっている北九州市農林水産物ブランド化推進協議会（以下「協議会」という。）について、平成9年度以降活動休止状態であったが、協議会の預金通帳に残高があることを把握していなかった。また、口座名義人の印鑑を紛失していた。</p> <p>市職員不祥事防止マニュアルでは、不祥事防止委員（各課の庶務担当の係長）は、「財務会計事務チェックシート」により、月1回、「預金通帳の出納状況及び残高の確認を定期的に行っているか」等の項目について点検を実施し、結果を所属長へ提出することになっている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>今回の指摘を受け、休止していた協議会をいったん再開し、協議会の決議を経て、残余金の処分及び口座の解約を行うとともに、協議会を解散することとしている。</p> <p>なお、農林課が保管するその他の団体の通帳については、適切な出納状況及び残高の確認が行われていることを確認している。</p> <p>再発防止策として、市が事務局になっている団体の通帳については、「財務会計チェックシート」による確認を適切に行うとともに、団体を廃止または休止するときは、残余金の処分及び口座の解約を速やかに行うこととした。</p> <p>また、今回の指摘事項と再発防止策については、令和2年5月18日に開催した事務改善会議において、課内職員に対し周知徹底を行った。</p> <p>《局全体の対応について》</p> <p>局全体として、指摘後すぐに局内で指摘事項を情報共有し、同様の案件がないかを確認し、再発防止を図った。</p> <p>また、会計事務研修会を開催し、局内の職員に対して、今回の指摘事項等について周知するとともに、「監査で気付いたチェックポイント」などを活</p>

監査の結果	措置状況
	用して、再発防止に向けた事務処理の確認を行う。

(2) 公営競技局

監査の結果	措置状況
<p>ア 収入事務</p> <p>(ア) <u>債権管理について</u></p> <p>(競輪事業課)</p> <p>(ボートレース事業課)</p> <p>施設貸付料や光熱水費の徴収事務について、債務者へ督促状を送付していない、催告を行っていない等、債権管理が適正に行われていないものがあった。</p> <p>また、督促状の送付や催告の方法等、滞納整理の手順を定めた業務マニュアルを作成していなかった。</p> <p>地方自治法施行令では、債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならないとされている。また、市債権管理に関する基本方針では、督促・催告の早期実施などに取り組み、新たな未収債権の発生を抑止するとともに、債権管理に関する相談体制やマニュアルの整備等を行うことにより、職員による適正な債権管理を効果的・効率的に実施するとされている。</p> <p>適正な債権管理に努められたい。</p>	<p>(競輪事業課)</p> <p>指摘された点については、令和2年4月1日に「債権管理業務マニュアル」を整備し、職員に周知した。令和2年4月分の徴収事務から、調定一覧表を確認し、督促状を送付し、催告を行う方法を改めた。なお、送付していない案件については、電話催告を行い、令和2年4月までに納付が完了した。</p> <p>(ボートレース事業課)</p> <p>指摘された点については、令和2年5月20日に「債権管理業務マニュアル」を整備し、職員に周知した。今後は、同マニュアルに従い、督促状の送付、催告の実施を行っていくように改めた。なお、送付していない案件については、令和2年7月14日にすべて送付し、催告も合わせて行った。</p> <p>局全体としては、令和2年度事業計画の取組項目の一つに、債権管理を確実に実施するための業務管理体制の整備を掲げ、各課で適正に行っていくことにした。</p>

監査の結果	措置状況
<p>イ 財産管理</p> <p>(ア) <u>クオカードの管理について</u> (ボートレース事業課)</p> <p>レースの広報宣伝目的で管理しているクオカードについて、受払簿に記帳している残数と実際の在庫数が一致しないもの、受払簿への払出や返却の記帳がされていないものがあった。また、実際の在庫数を確認する定期点検も行われておらず、不適切な管理体制であった。</p> <p>市公営競技局会計規程では、主管課長は、物品を適正に管理しなければならないと定めている。市職員不祥事防止マニュアルの財務会計事務チェックシートでは、「金券類（有料道路回数券、駐車場回数券、バスカード、ハイウェイカード、切手等）については、台帳の記帳を行い、台帳残高と在庫の確認を定期的に行っているか」となっている。</p> <p>換金性の高いクオカードの取り扱いについては、事故防止の観点からも、管理体制を見直し、より一層適正な事務処理を行うよう努められたい。</p>	<p>指摘された点については、クオカードの受払処理に係る記入漏れや誤りの防止、残数確認の徹底を目的に、以下のとおり管理体制を見直し、今後同様の間違いが生じないよう、「管理基準」を制定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クオカード使用者による申請書の提出</li> <li>・クオカード管理担当係長及び管理担当者2名による払出枚数の確認</li> <li>・クオカード受け渡し時の受払簿記入押印</li> <li>・所属長による月1回の残数確認</li> <li>・総務課による四半期毎の残数確認</li> </ul> <p>課内の職員に対しては、令和2年3月26日の事務改善会議にて、今回の指摘事項を踏まえた適正な金券管理について、「管理基準」をもとに説明し、再発防止に向けて周知徹底を図った。</p> <p>局全体としては、令和2年度事業計画の取組項目の一つに、クオカードの在庫管理を確実に実施するための業務管理体制の整備を掲げ、各課で適正に行っていくことにした。</p>

北九州市監査公表第31号

令和2年11月16日

北九州市監査委員	小林一彦
同	廣瀬隆明
同	香月耕治
同	河田圭一郎

包括外部監査人の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

1 外部監査の種類

包括外部監査

2 選定した特定の事件

公営競技事業に関する事務の執行について

3 監査の期間

令和元年7月5日から令和2年2月10日まで

4 監査公表の時期

令和2年3月27日（令和2年監査公表第11号）

## 5 監査の結果に基づく措置状況

### (1) 共通項目

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>(ア) <u>業務状況説明書類について</u>            (公営競技局総務課)</p> <p>i 地方公営企業法第40条の2及び北九州市公営競技事業の設置等に関する条例第9条に基づき、管理者たる公営競技局長は業務状況説明書類の市長への提出が求められるものの、提出された説明書類の宛先は、実務を担当している財政局となっていた。財政局は当該業務について市長の権限に属する事務を分掌していることであるが、形式面においては宛先を市長とされたい。</p> <p>ii 同条例に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類に事業の概況及び経理の状況並びにその他の必要と認められる事項を記載することが求められているが、平成30年9月30日までの業務の状況に関する報告は経理の状況のみの報告となっており、報告情報の充実化が求められる。</p>	<p>i 業務状況説明書類の提出に当たっては、令和元年11月18日提出分（令和元年度上半期分）以降、市長宛てに提出した。</p> <p>ii 令和2年4月以降に提出する業務状況説明書類の記載事項については、条例に基づき以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下半期分・・・①事業の概況、②経理の状況、③予算の概要、④事業の経営方針</li> <li>・上半期分・・・①事業の概況、②経理の状況、③前年度決算の状況</li> </ul>

監査の結果	措置状況
<p>(イ) <u>固定資産に関する現物照合について</u>            (公営競技局総務課)</p> <p>固定資産管理について、北九州市公営競技局会計規程において、毎事業年度少なくとも1回、固定資産台帳記載事項と固定資産の実態の照合が求められている。しかしながら、平成30年度は、当該照合が行われていない。さらに、平成30年度は地方公営企業法の適用初年度であるが、期首残高は従来行っていた特別会計における固定資産の数値をそのまま引き継いだのみである。適切な固定資産管理を担保するために、実地照合に関する実施体制の構築及び運用が求められる。</p>	<p>令和元年度固定資産の実地照合について、令和2年2月に総務課長名で局内に通知し、実施した。令和2年度以降も同様に実地照合を行う。</p>
<p>(ウ) <u>クオカードの会計処理について</u>            (公営競技局総務課)</p> <p>公営競技局ではSG競走やGI競走、イベントが開催される際に広告宣伝目的でオリジナルデザインのクオカードを作成の上、保管している。クオカードは作成時に費用処理されており、貸借対照表に計上されていない。一方で、地方公営企業法第20条第1項では、費用の認識について発生主義を適用することが求められており、クオカードを作成した際は一旦貯蔵品に振り替えた上で、実際に使用される時点での費用処理する必要がある。地方公営企業法に基づき、作成したクオカードは貯蔵品として資産計上を行い、適切に管理を行う必要がある。</p>	<p>令和元年度決算の財務諸表において、作成したクオカードを貯蔵品として資産計上を行った。</p>

監査の結果	措置状況
<p>(エ) <u>貸倒引当金の計上について</u>            (公営競技局総務課)</p> <p>地方公営企業会計基準見直しQ &amp; A            (総務省 平成28年3月28日)によると、貸倒引当金は、その質的重要なから金額的重要性を問わず計上が求められている。平成30年度末において、市は過年度から未回収の未収金1,906千円を有しているが、財務諸表において貸倒引当金は計上されていない。実質的に回収が困難と判断される当該債権の回収可能性を適切に評価すること、そのうえで貸倒引当金の計上および注記の記載が求められる。</p>	<p>令和元年度決算の財務諸表において、未収金について貸倒引当金を計上し、注記に記載した。</p> <p>期末において1年以上回収できなかった債権を貸倒とみなして実績率を算出し、貸倒引当金を算定した上で、5年間全く回収できなかった債権については、実質的に回収が困難と判断して、当該債権額を貸倒実績率により求めた額に加えて貸倒引当金を算定した。</p>

(2) モーター ボート 競走事業

監査の結果	措置状況
<p>(ア) <u>有価証券の計上額について</u>            (公営競技局総務課)</p> <p>市は、モーター ボート 競走事業において、投資その他の資産として基金（整備基金及び公債償還基金）を有しているが、そのうち整備基金を預金及び有価証券（公債）にて運用している。市は債券を満期保有目的で有しているが、満期保有目的の債券については、地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針（総務省告示第18号 平成24年1月27日）に基づき償却原価法を適用すべきである。</p> <p>しかしながら、市は債券を購入価額にて計上しており償却原価法を適用していない。償却原価法（定額法）を適用した場合、平成30年度末の債券残高は3,495百万円となり、実際計上額は4.7百万円の過小計上となっている。</p>	<p>令和元年度決算では、整備基金のうち、満期保有目的で有する債券について、償却原価法を適用し、償却原価法に基づいて算定された価額を貸借対照表評価額として計上した。</p>

## 6 監査の結果（意見）に基づく措置状況

### （1）共通項目

監査の結果（意見）	措置状況
<p><u>(ア) 収支計画について</u>            (公営競技局総務課)</p> <p>市は、「北九州市公営競技事業経営戦略」において、競輪事業及びモーターボート競走事業に関する収支計画を定めている。これらの事業は市の財政への寄与が認められるものの、公益性を失った公営ギャンブルはその継続の意義が問われるため、収支計画は出来る限り客観性のある前提条件を用い、かつ、公営競技事業の将来の想定収支について読者が検討可能な情報を提供されたい。この点、「北九州市公営競技事業経営戦略」に記載されている収支計画は改善の余地がある。</p>	<p>収支計画2年目の令和2年度決算が出た段階で、令和3年度内に実施予定の前期中期計画の中間評価（外部評価）に合わせ、収支計画の見直しを実施する。</p> <p>また、後期の中期目標・計画（令和6年度～10年度）の策定に合わせ、令和5年度内にも見直しを行う予定。</p>
<p><u>(イ) 公営競技局におけるSDGsの推進について</u>            (公営競技局地域貢献室)</p> <p>市は、SDGsの普及啓発を掲げており、公営競技局においても、子ども食堂や、ボートレース若松における照明のLED化等の取り組みを行っている。市ではこれまで環境への対応を発信してきたが、SDGs及び環境への取組が一段と世間の注目を集めることで、SDGsを普及啓発することに加えて、公営競技局の公益性を明示するために、SDGsについてのPRを行うと共に、北九州市環境基本計画で示されているバックキャスティングの観点からの取り組みも検討することが望ま</p>	<p>令和元年度から、SDGsを活用した競輪・ボートレースの公益性の発信に取り組んでいるところ。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小倉競輪場とボートレース若松として、北九州SDGsクラブへ加入</li> <li>・SDGsを活用して公益性を発信するため、レース場の出入口ドアやバックスタンド、イベントのチラシ等にSDGsのロゴ・アイコンの掲出</li> <li>・ボートレース等関係者が参加する会議でのSDGsの活用に関する講演</li> <li>・日本財団のSDGsクラブ加入実施</li> </ul>

監査の結果（意見）	措置状況
れる。	<p>等の取組を行った。</p> <p>今後、より効果的な取組についていくための方策について検討する。</p>
<p><u>(ウ) ポイントカードに関する両事業の連携について</u></p> <p>（公営競技局競輪事業課・ボートレース事業課）</p> <p>市は、競輪事業とモーター舟艇競走事業、それぞれにおいてポイントカードを発行しているが、それらの連携はなされていない。来場者数増加の観点から、ポイントカードの共通化を含めた競輪事業とモーター舟艇競走事業の連携に向けた取り組みを実施することが望まれる。</p>	<p>ポイントカードを共通化するには、競輪・モーター舟艇競走両事業において、投票に使用するシステムや機器のメーカーが異なるなどの問題があり、費用対効果の面等から検討を行っていく。</p> <p>競輪事業とモーター舟艇競走事業の連携した取組としての共同PR等については、令和2年2月に「けいりん&amp;ボートレースレディースコラボキャンペーン」等のイベントを行ったところであるが、今後も両事業の連携を行い魅力を発信していきたい。</p>
<p><u>(エ) 無料送迎バスの運行状況について</u></p> <p>（公営競技局競輪事業課・ボートレース事業課）</p> <p>市は、来場促進、売上向上につなげるため、ファンサービスの一環として競技場を発着する無料の送迎バスを運行させている。しかし、これら無料送迎バスは一部路線において乗車人員が著しく少なく、運用コストが多額になっている。</p> <p>無料送迎バスの路線毎の採算性を精緻に検証した上で、無料送迎バスを運</p>	<p>（競輪事業課）</p> <p>各経路の乗車人員、ファンサービスの維持、所要経費等を勘案し、運行経路等について見直しを検討する。</p> <p>（ボートレース事業課）</p> <p>令和元年10月と令和2年1月のGIレースの無料送迎バスについて、乗車率が低い路線において見直しを行い、一部路線の減便を行ったが、さらに</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>行させている目的について改めて確認し、継続の要否や無料送迎バスの有効活用策について検討することが求められる。</p>	<p>今後も各経路の乗車率の傾向やファンサービスの維持、所要経費等を勘案し、無料送迎バスの運行方法について検討を行う。</p>
<p>(オ) <u>随意契約に関する事前確認表について</u>            (公営競技局全課)</p> <p>市は、随意契約を締結する際には、契約締結の要否を確認するため、「随意契約により契約する場合の事前確認表」を作成している。</p> <p>これについて、当該確認表が網羅的に作成されていることを確認したところ、作成が必要と見受けられるもの、事前確認表が作成されていない契約が検出された。契約の適正化を確保するため、随意契約を締結する場合は事前確認表により漏れなくチェックする必要がある。</p>	<p>令和2年3月26日付け総務課長名の文書において、各所属長へ事前確認表の作成が必要な経費を示すとともに、契約主管課が随意契約締結の決裁時にチェックを行う。</p>
<p>(カ) <u>備品管理台帳と固定資産台帳の重複管理について</u>            (公営競技局総務課)</p> <p>現状、備品の購入がなされた際には備品管理台帳及び固定資産台帳の両者への入力が行われている備品があり、有効性及び効率性の観点から改善の余地があるものと考えられる。このため、両システムの対象範囲について改めて検討することが必要である。</p>	<p>局内で令和2年2月に事務処理要領を制定し、備品の範囲を取得価格1万円以上10万円未満と定め、公営競技事業会計規程で定めている有形固定資産である備品（耐用年数1年以上かつ取得価額10万円以上）と重複しないように改めた。これにより、固定資産台帳と備品台帳に重複して登載していた取得価額10万円以上の物件を、備</p>

監査の結果（意見）	措置状況
	品台帳から削除し、重複管理を解消した。
<p>(キ) <u>クオカードの在庫数ならびに作成枚数について</u>            (公営競技局競輪事業課・ボートレース事業課)</p> <p>市は、広告宣伝目的のクオカードを作成する際、前回実績等を参考にして作成枚数を決定している。しかし、過剰な在庫を抱えないためにも、選手への謝礼等広告宣伝効果が見込めないものについては、まず現在抱えている在庫から払出を行うこと、また、広告宣伝目的でクオカードを作成するときは、必要数を適切に算定して在庫が過剰とならないようにすることが求められる。</p>	<p>令和2年4月に以下のとおりクオカード活用の基本方針を定め、今後はその方針に基づき計画的に活用していくこととした。</p> <p>(ア) 令和2年4月時点の在庫について、年度内にすべて使用する。</p> <p>(イ) 毎年度作成するクオカードは、種類を限定するとともに、過去の使用実績に基づいた枚数を発注し、原則として年度内にすべて使用する。</p> <p>なお、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症対策として、無観客又は入場制限による開催が続くことから、集客目的の活用規模が減少するため、この基本方針を踏まえつつも、状況に応じて柔軟に対応していく。</p>
<p>(ク) <u>経過勘定の計上について</u>            (公営競技局総務課)</p> <p>平成30年度より地方公営企業法を全部適用したことにより、従来の官庁会計方式から企業会計方式に移行し、現金主義会計から発生主義会計への変更が求められている。これに伴い、適正な期間損益計算の観点により経過勘定の計上が必要となる。市は、重要性の原則により未払費用や未収収益等について計上を省略しているが、今後重</p>	<p>地方公営企業が会計を整理するに当たりるべき指針（平成24年総務省告示第18号）では、重要性の原則は、取引及び事象の金銭的側面及び質的側面の両面から判断し、重要性の乏しいものについては、計上の省略が認められている。</p> <p>公営競技事業会計における、未払費用（企業債利息）、未収収益（有価証</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>要性が増した場合には経過勘定の計上が求められる。</p>	<p>券利息）について試算を行ったところ、金錢的側面において、令和元年度当期純利益に対する試算額の割合は非常に小さく、質的側面においても、新たな企業債の借り入れや有価証券の取得等がなく、毎年度の額に大きな変動がないことから、重要性に乏しいと判断し、経過勘定の計上を省略している。</p> <p>したがって、今後、新たな企業債の借り入れや有価証券を取得するなど、利息が大きく変動し、当期純利益等に大きな影響を与えるような事象が生じた際は、あらためて重要性を判断し、経過勘定の計上を行うこととする。</p>
<p><u>(ケ) 情報発信について</u></p> <p>（公営競技局競輪事業課・ボートレース事業課）</p> <p>市は、本場来場者数の確保や電話投票・場外発売の売上額向上につなげていくため、広報宣伝計画の策定・検証やイベント・ファンサービスの強化に取り組むとしている。市は実際にソーシャルネットワーキングサービス（以後SNSという）による情報発信を行っているものの、現状その広告宣伝効果が大きいとは言えない状況にある。広告宣伝効果を高めるため、競輪事業及びモーター艇競走事業間で連携した広報宣伝活動等を行っていくことが望まれる。</p>	<p>ボートレース若松のツイッターについては、令和2年1月以降、リツイートキャンペーンや、動画配信などに取り組み、フォロワー数は約4,000人（令和元年12月）から約15,000人（令和2年6月）まで増えている。</p> <p>令和2年2月に、競輪・ボートレースそれぞれの場外発売場であるサテライトとボートレースチケットショップにて、人気女子選手によるトークショー等のキャンペーンを共同で実施し、トークショーの様子をYouTubeで配信した。</p> <p>今後、SNSの活用も含めた、共同PR等の実施についても検討する。</p>

(2) 競輪事業

監査の結果（意見）	措置状況
<p>(ア) <u>有料指定席の利用について</u>            (公営競技局競輪事業課)</p> <p>北九州メディアドーム内の有料席のうち、指定席については競輪祭以外のレースでは一般開放されていない。これは指定席開放に伴う追加的な支出に見合う収入が得られないとの市担当者の判断によるものであるが、実態として詳細な検討が行われているわけではない。市の財産の有効活用という観点から、改めて収支の観点から指定席の開放の必要性について検討することが望まれる。</p>	<p>指定席の開放について、経費面・価格面・売上面等収支の観点から令和3年1月までに検討する。</p>
<p>(イ) <u>クオカードの月次点検について</u>            (公営競技局競輪事業)</p> <p>競輪事業では、GⅠ競走やイベントが開催される際、広告宣伝目的でクオカードを作成しており、市は在庫に関して月次点検を行っている。しかしながら、適時性の観点から月末もしくは月初に行う必要がある月次点検が、平成31年1月及び2月については点検対象月の月末から20日程度遅れて実施されていた。不正や誤謬を早期に発見するためにも、北九州市職員不祥事防止マニュアルの趣旨に沿った業務管理が求められる。</p>	<p>令和2年3月から、月次点検を月末締めとし、担当係長が帳簿と現物を速やかに突合点検し、所属長はその結果を確認するよう改めた。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>(ウ) <u>借上げ開催に関する賃貸料について</u></p> <p>(公営競技局競輪事業課)</p> <p>他市が小倉競輪場を借り上げて行われるミッドナイト競輪（他場借上げ方式のミッドナイト競輪）において、市は、他市への施設賃貸料を車券売上高の1.5%と設定している。当該料率は平成26年度の決定に基づくものであり、それ以降見直しを行っていない状況である。担当者によれば、協議の結果、将来については据え置きとすることとなったとのことであるが、具体的な検討資料は確認できなかった。競輪事業は、財政への収益貢献がモーターボート競走事業に比して低いため、財政への収益貢献を高める観点から、公営競技局の経営戦略における取組項目「借上げミッドナイト競輪の推進」における取組状況も踏まえながら、継続的に収益を増加させる方法を検討することが望まれる。</p>	<p>他場借上げ方式のミッドナイト競輪については、小倉競輪場以外に全国7競輪場で開催されている。借上げ開催に係る賃借料率については、全国に先駆けて借上げ開催を始めた本市の率を基準として他の競輪場の料率も設定されており、本市の動向が他の施設に影響を与える可能性が考えられることから、他の開催場や借上げ施行者と協議・調整の上、施設賃借料の見直しについて、検討を行う。</p>
<p>(エ) <u>北九州メディアドーム内広告に関する広告料について</u></p> <p>(公営競技局競輪事業課)</p> <p>北九州メディアドーム内に広告を看板掲出する出稿料に関して、市が北九州メディアドームを引き継いだ17年前から価格改定が行われていない。当時に比して、環境が大きく変化しているため、メディアドーム内広告看板掲出料について見直しを行うことによって、広告収益を増加させることが望ま</p>	<p>看板広告掲出料の見直しについて、令和3年1月までに貸付額・貸付区分・貸付期間の検討を行う。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>れる。</p> <p>(オ) <u>北九州メディアドームの遊休日数について</u>            (公営競技局競輪事業課)</p> <p>市は、北九州メディアドームのアリーナが競輪開催等で使用されない日程について、同アリーナの貸し出しを行っている。平成30年度におけるアリーナ遊休日は39日と、年間の約11%を占めている状況である。市民の住生活の向上に貢献する観点からも、競輪に関する関係団体へのレース日程の早期決定に関する働きかけや、市民に対するアリーナ使用の促進に関する情報提供を積極的に行う等、現状の遊休日数が削減されるような施策を検討することが望まれる。</p>	<p>ホームページ上の料金表や利用可能日を閲覧者が見やすいように令和2年3月にレイアウトを修正し、利用可能な日程や価格表がすぐに表示されるようになった。</p> <p>また、レース日程の早期決定については、引き続き関係団体に働きかけるとともに、利用された方々に能動的に次回実施に関する営業活動を行うよう改めた。</p>
<p>(カ) <u>施設の清掃及び整頓について</u>            (公営競技局競輪事業課)</p> <p>北九州メディアドーム及びハイビジョンシアター門司への現場視察の結果、開場直前の時間にも関わらず、投票用紙等のゴミが清掃されず放置されている箇所が見受けられた。来場を促進し、親しまれるレース場を作るためにも、清掃を委託している業者が適切に業務を履行しているか、また備品等の整頓が行われているか確認することが求められる。</p>	<p>昇降機の裏側等で清掃が不十分な箇所があったことから、隅々まで清掃が行き届いているかを業務責任者が確認するよう令和元年9月の指摘後すぐに改めた。</p> <p>また、備品等についても、業務担当者が整理整頓を行い、業務責任者が確認する措置に改め、競輪事業課において、委託業務の履行確認時に上記措置が適切に行われているか確認を行う。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p><u>(キ) 委託契約に関するモニタリング活動について</u></p> <p>（公営競技局競輪事業課）</p> <p>市は、小倉競輪の本場開催等に係る実施事務について、公益財団法人 JKAと包括委託契約を締結しており、同法人により事務手続が実施されている。当該事務手續が適切に行われていることを確かめるため、小倉競輪に係る印紙税法上の課税文書を確認したところ、収入印紙の添付漏れが 5 件検出された。包括委託契約に関する事務の実施は、公益財団法人 JKAが行っているものの、契約自体は市の名義においてなされている。このため、当該委託事務の実施状況についても、適切にモニタリングすることが必要である。</p>	<p>包括委託契約書で定めた実施事務（車券の発売、払戻に関する事務、ファンサービスに関する事務、広告宣伝に関する事務等）について、毎月の履行確認だけでなく、当該委託事務の実施状況についても令和 2 年 1 月から定期的に監視するよう改めた。</p>
<p><u>(ク) 預金残高のマイナスについて</u></p> <p>（公営競技局競輪事業課）</p> <p>競輪事業の貸借対照表上、平成 31 年 3 月 31 日現在マイナスの預金残高が 1, 557 百万円計上されている。これは競輪事業とモーターボート競走事業で同一の預金口座を使用しており、モーターボート競走事業から競輪事業へ資金を融通していることに起因するものである。この点、預金残高がマイナスであることは通常想定されないものである以上、当該表示は地方公営企業法施行令の求める明瞭性の原則の点から問題があるものと考えられる。したがって、預金残高がマイナスとなる会計事実について負債項目に組み替</p>	<p>令和元年度決算から、競輪事業で貸借対照表の預金残高がマイナスとなる会計事実は未収金の入金により解消し、明瞭に表示するよう改めた。</p> <p>また、今後、預金残高がマイナスとなるような会計事実が発生した際は、負債項目への組み替えを行う。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
える等、明瞭な表示が求められる。	

(3) モーター ボート 競走事業

監査の結果（意見）	措置状況
<p>(ア) <u>クオカードの管理について</u>            (公営競技局ボートレース事業課)</p> <p>ボートレース若松では、SG競走やGI競走、イベントが開催される際に、広告宣伝目的でボートレース若松オリジナルのクオカードを作成している。クオカードの受扱の際には、受扱簿に受扱をした数とその用途を記載した上で、上長の承認を受けることとなっている。しかしながら、受扱簿の閲覧及び実査を行ったところ誤った残数が記載された状態で上長の承認を受け、その後修正されている箇所が見受けられた。</p> <p>換金性の高いクオカードに関する受扱の処理及び月次点検については、より慎重に取り扱うことが求められる。</p>	<p>クオカードの受扱処理については、記入漏れや誤りの防止、残数確認の徹底を目的に、令和2年度から以下のとおり見直した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クオカード使用者による申請書の提出</li> <li>・クオカード管理担当者2名による払出枚数の確認</li> <li>・クオカード受渡し時の受付書記入押印</li> <li>・所属長による月1回の残数確認</li> <li>・総務課による四半期ごとの残数確認</li> </ul>
<p>(イ) <u>施策実行の際の目標設定ならびに効果の検証について</u>            (公営競技局ボートレース事業課)</p> <p>イベント開催や広告宣伝といった施策実行時における、目標設定ならびに効果の検証が有効に行われていない事項が3点あげられる。1点目が、目標数値としてアウトカム指標が設定されておらずアウトプット指標のみ設定されているものが多いため、市の目標との繋がりが見えづらくなってしまっていること、2点目が目標数値を達成したかどうかのみで成功失敗を判断して</p>	<p>イベントや広報宣伝の効果測定に必要なデータを把握するために、令和2年4月（無観客レース終了後）から以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・詳細な来場者の把握（子どもの人数・性別等）</li> <li>・Wi-Fi接続時のアンケート認証による来場者属性分析</li> <li>・イベント開催時のアンケート実施等</li> </ul>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>おりそれ以上の検討が行われていないこと、3点目が実施した施策の改善について具体的な検討が行われていないことである。</p> <p>市の目標を達成するためには何をすべきか、また、そのための各施策のアウトプット指標とアウトカム指標は何が該当するのか、それらを明確にした上で施策を実施し、実施後は実施した施策の改善について具体的な検討を行うことが求められる。</p>	<p>今後は、以上のデータを活用し、実施した施策の効果測定や改善について、具体的な検討を行うこととする。</p>
<p><u>(ウ) ボートレース若松における有料席の利活用について</u></p> <p>（公営競技局ボートレース事業課）</p> <p>ボートレース若松には観戦用の有料席が設けられているが、特に普通開催の平日については利用率が低迷している。利用率が低くても一定の人員等を配備する必要がある有料席の多くを空席のままにしておくことは、資産の効率的な利用ができていないと考えられる。</p> <p>このような状況であれば、有料席の利用券を来場者に配布することで多額の経費をかけることなく来場者の満足度を上げる施策を検討する等、空席となっている有料席を、ボートレース若松の資産であると認識して、その資産を有効活用することが求められる。</p>	<p>ボートレース若松では、キャッシュレスＩＣカードのポイントを利用することで割安に有料席に入場できるサービスを実施している。令和2年度から、利用ポイントを800Pから400Pに引き下げるとともに、新たなサービスとして、より割安なペアチケット（2名ペアで600P）を導入した。そのため、御提案の利用券の配布については、ペアチケット導入の成果を見て、令和3年度以降に検討したい。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>(エ) <u>「ひまわりラウンジ」に類似した有料指定席の増設の検討について</u>            (公営競技局ボートレース事業課)</p> <p>市は、北九州メディアドーム内に、場外舟券売場「BTS（ボートレースチケットショップ）北九州MD（メディアドーム）」を設けている。BTS北九州MDには、有料席スペースであるひまわりラウンジが設けられており、充席率は100%を超えていている。好評を得ていることから、市はひまわりラウンジと類似の施設の増設を検討しているが、現時点でのひまわりラウンジ利用者の属性調査や増設の予備調査等は行っていない。</p> <p>今後、増設の計画を進める際の投資の経済性を検討するにあたって、市が考えているひまわりラウンジの利用率が高い理由が正しいのか検証を行うこと、また増設を検討している場所についてどの程度の利用が見込まれるか検討を行うことが求められる。</p>	<p>ひまわりラウンジと類似する施設の増設の検討に当たっては、ひまわりラウンジの来場者数、売上金額、かっぱくんカード会員の会員情報（住所、年齢）の分析を行ったうえで進めていく。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>(オ) <u>ポイントカードの共通化について</u>            (公営競技局ボートレース事業課)</p> <p>市は、ボートレース若松において来場者数の増加を目的にキャッシュレスＩＣカード（かっぱくんカード）を導入している。来場や有料席の利用、舟券購入の都度、電子マネーに交換可能なポイント等が付与されるが、当該カードはボートレース若松内でのみ利用可能な状況にある。他方で全国的にも市と同様に独自のポイントカードを発行している自治体が多い状況である。コスト削減や全国のボートレース場利用者へのファンサービスの観点からポイントカードの全国共通化に向けての検討が望まれる。</p>	<p>ファンサービスの観点等からキャッシュレスＩＣカードの全国共通化に向けて、関係団体と検討を行ったが、費用対効果の課題及びスマホ決済のようなカードレス決済の普及により、ポイントカードの全国共通化には取り組まないこととした。</p>
<p>(カ) <u>テナント売店に関する選定プロセスについて</u>            (公営競技局ボートレース事業課)</p> <p>ボートレース若松内のテナント売店について、市は各テナントと賃貸借契約を締結しているが、一部テナントとの契約については、具体的な契約期間が明記されているものの、実態としては契約期間到来時において自動で契約が更新されているという状況にある。各テナントの公平性を確保する観点から、適切な公募等を検討することが望まれる。</p>	<p>ボートレース若松内のテナント売店との賃貸借契約については、公平性の観点に加え、ファンサービスに応える魅力あるテナントの誘致、営業日がレース開催日等に限られるなどの制約、テナントの採算などの多様な観点から、既存テナントの意見聴取等を行いながら検討中であり、令和2年度内に適切なテナント選定プロセスを整備する。</p>